

## 令和3年3月定例教育委員会会議録

○日 時 令和3年3月23日（火） 午後4時20分～午後5時

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員 教育長 布川 敦

1番 田中 芳昭（教育長職務代理者）

2番 清野 康子

3番 毛呂 光一

4番 齋藤 美緒

○欠席委員 なし

### 出席議事説明職員氏名

教育部長 石塚 健

参事兼管理課長 鶴見 美由紀

社会教育課長 三浦 裕美

出席事務局職員氏名 管理課庶務主査 本間 陽子

### 会議次第

1. 開会

2. 会議録署名委員の指名

3. 議事

日程第1 議第4号 鶴岡市教育委員会文書管理規程の全部改正について

日程第2 議第5号 押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部を改正する  
規則の制定について

日程第3 議第6号 令和3年度市職員人事異動について（非公開）

4. 報告事項

（1）臨時代理処理事項の報告について

（2）令和3年成人式の開催について

5. 閉会

開 会（午後4時20分）

教育長           ただいまから3月の定例教育委員会を開会する。市民憲章唱和は省略する。

                  本日の会議録署名委員は、4番委員にお願いする。

                  それでは、日程第1議第4号鶴岡市教育委員会文書管理規程の全部改正について、事務局より説明をお願いする。

管理課長           議第4号鶴岡市教育委員会文書管理規程の全部改正についてご説明申し上げます。

                  このたび、平成3年4月1日から施行する鶴岡市公文書等の管理に関する条例第11条第1項の規定により、各実施機関において文書管理規程を設けなければならないとされていることから、規程を全部改正するものである。

                  改正前の教育委員会文書管理規程については「教育委員会における文書の取扱いについては、別に定めるもののほか、鶴岡市文書管理規程の規定の例による。」の一文のみであった。

                  条例に合わせ、市長部局では鶴岡市文書管理規程を改正しており、教育委員会の文書管理についても、これまでどおり基本的には鶴岡市文書管理規程の規定の例によるものとするが、教育委員会組織としてこれになじまない事項や、市の文書管理規程に記載のない事項について、改めて鶴岡市教育委員会文書管理規程として定めるものである。

                  内容についてご説明申し上げます。

                  第1条の趣旨については、先ほど申し上げたとおり、鶴岡市公文書等の管理に関する条例の規定に基づき、教育委員会における公文書の管理について、必要な事項を定めるものである。

                  第2条は統括文書管理者についてであるが、市の規定では公文書管理監をもって統括文書管理者としているが、教育委員会では教育部長をもって充てるものとする。

                  第3条から第5条では、文書取扱責任者、文書取扱主任者、文書整理担当者について記載している。こちらは市の規程と同じ内容になっており、それぞれが行う事務については記載のとおりである。

                  第6条の公示、令達文書の取扱いであるが、市の規程では「総務課において市名を冠して」としているところ、教育委員会の文書主管課は管理課であるので、「管理課において『鶴岡市教育委員会』の文字を冠し」としている。今回のような訓令の場合は、鶴岡市教育委員会訓令第何号という

番号を管理課で付すことになる。

また、2項では指令番号について規定している。「各課において、市名を冠し、その種別を付け、これに続けて別表第1に定める記号及び番号を付さなければならない」とし、各課の記号は別表第1に定めるとおりである。例えば管理課の場合は、鶴岡市指令鶴教管第何号となる。

公示、令達以外の発送文書については、第7条で、「各課において記号及び番号を付し、発と記さなければならない」としている。管理課の場合は、鶴教管発第何号となる。

第8条では文書の保存期間等について定めている。別表第2をご覧いただきたい。教育委員会各課の主な公文書について、保存期間と保存期間満了後の措置について定めている。

第9条では、最初に申し上げたように、この訓令に定めるもののほか、公文書の管理については、鶴岡市文書管理規程の規定の例によるものとしている。

なお、施行期日は令和3年4月1日である。

教育長

ただいまの議第4号について、ご質問ご意見等はあるか。なければ、議第4号について、賛同の方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

教育長

全員挙手により可決された。続いて日程第2議第5号押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

管理課長

議第5号押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

現在、国において行政手続における申請書等への押印の見直しが進められていることを踏まえ、本市においても全庁的に押印の見直しを進めている。教育委員会の規則についても、これまで押印を必要としていた手続を見直し、押印不要と判断した関係規則を一括して改正するものである。改正する規則は別紙一覧のとおり、7つの規則、21件の様式となる。

このたびの規則の内容としては、まず、押印不要とした各規則で定める様式について、「印」もしくは「印」を削るとするものである。それぞれの規則の様式の改正案をお示ししている。

2点目としては、経過措置として、当分の間は改正前の様式も使用することができるとするものである。

施行期日は令和3年4月1日である。

教育長

ただいまの議第5号について、ご質問ご意見等はあるか。なければ、議第5号について、賛同の方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)  
教育長 全員挙手により可決された。  
本日は議第6号の前に報告事項に入る。臨時代理処理事項の報告について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 臨時代理処理事項の報告について、ご説明申し上げます。  
本件については、本日の市議会3月定例会の最終日に追加提案されたもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より、議会への提案に際し、教育委員会の意見を求められたものであるが、教育委員会を招集する暇が無いと判断されたことから、教育長に対する事務委任規則第1条第2項の規定に基づき、教育長において同意したため、本日の会議に報告し、承認をお願いするものである。  
資料の議第46号と書かれた資料をご覧いただきたい。  
議案は、11月の定例教育委員会において、その補正予算の計上でもお諮りした、令和2年度の教科書改訂により各小学校で必要となる教師用の教科書及び指導書の購入に関するものである。その単価は文部科学省告示により示されるものであるが、その告示日が2月28日付けであったため、市議会3月定例会の当初提案に間に合わず、最終日の追加議案となったものである。  
購入する数量は、教科書が17科目967冊、指導書が同じく13科目1,347冊で、その取得予定価格は4,427万9,150円で、県内では唯一の教科書特約供給所である株式会社山形県教科書供給所と随意契約を締結することとし、納入期限を今月末日とするものである。以上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

教育長 この件についてご質問等はないか。なければ承認してよろしいか。  
各委員 異議なし。  
教育長 それでは、ただいまの報告は承認された。  
次に、令和3年鶴岡市成人式の開催について、事務局より説明をお願いします。

社会教育課長 令和3年鶴岡市成人式の開催についてご説明申し上げます。令和3年1月10日に開催を予定していた令和2年度鶴岡市成人式であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、また、新成人の安全確保を優先し、令和3年5月3日に延期して開催する。新成人の参加者の密集を避けるため、対象者の半数になるように出身中学校ごとに分けて、午前と午後の開催とする。午前は10時30分から、午後は1時30分からの式典開始とする。会場は荘銀タクト鶴岡である。  
対象者は、平成12年4月2日から平成13年4月1日に生まれた市内

在住の方、または帰省してふるさとで成人式を迎えたい方で、中学3年生の時の人数で1,254名である。

感染拡大防止の観点から式典内容も短縮している。例年は1時間20分程度としていたが、50分程度とする。

式典内容についてであるが、式典前に記念演奏として鶴岡土曜会混声合唱団の合唱を予定している。新成人へのメッセージは、午前は京田小学校、午後にあさひ小学校のそれぞれ5年生お二人ずつにお願いしている。また、式典に参加できない方のために、成人式の様子をYouTubeでライブ配信する予定である。式典終了後は、感染対策を取りながら、出身中学校ごとの集合写真撮影を行う。

感染対策は、県のイベント等に関する基本方針や、会場となる荘銀タクト鶴岡の対応方針に則って行う。

3月8日に新成人の皆さんへ案内状を送付したが、感染対策についてのお願い文書を同封している。会場でのマスクの着用や手指消毒、成人式当日に検温し、受付カードに記入していただくなどを記載しており、また、式典の前後での飲食を控えていただきたいこと、飲食をする場合には、政府が示している忘年会新年会等の開催の工夫についても記載している。

新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催内容の変更や中止の判断をする場合もあり、その場合は速やかにホームページでお知らせをする。なお、この中止の判断基準を整理しているところであるが、緊急事態宣言が全国や山形県に発出された場合や県のイベント等に関する基本方針で成人式の開催が困難となる基準が示された場合、また、鶴岡市内で感染拡大が確認された場合、市のコロナウイルス対策本部の方針で市の主催イベント等の開催中止が示された場合を想定しているが、今回、県と山形市が共同で緊急事態宣言を発出したこともあるため、そのような状況も十分踏まえての判断基準を整備したい。中止の判断時期については今後詰めていく。

成人式のご来賓については、このたび2部制で一日がかりとなることや、午前と午後の式典の間が空いてしまうこともあり、国会議員、県議会議員、議長を除く市議会議員の方々、教育委員の皆様には、出席可能な時間帯をご回答いただく形でのご案内をする予定である。ご案内は4月に入ってから送付する。

教育長

この件について、ご質問等はあるか。

3番委員

出席可能な時間帯とは、各来賓を振り分けるのか。

社会教育課長

事務局で振り分けるのではなく、午前と午後で○をつけていただく形のご案内を考えている。両方につけていただいても結構である。

- 3番委員           この状況であるので、午後だけとか午前だけにしてほしいとかそういうことはないのか。教育委員は午前午後両方出るつもりでいると思うが、事務局として密を避けるため二人ずつの出席にしてほしいとかあるのであれば、事務局で振り分けていただいてもいいと思うが。
- 教育長           両方出るか片方出るかは、ご来賓のご都合にお任せする予定である。
- 3番委員           教育委員は主催者側なので、両方出る予定にしているが、感染拡大状況も見ながら、両方出るか振り分けるかは事務局にお任せでよいと思う。
- 社会教育課長       では事務局で状況判断し、両方か振り分けるかを指定させていただく。
- 教育長           ほかに報告事項はあるか。なければ次に、日程第3議第6号令和3年度市職員人事異動についてであるが、議第6号は人事案件のため、非公開とすることにご異議はないか。
- 各委員           異議なし。
- 教育長           異議なしと認め、これより非公開とする。関係職員以外のご退席をお願いする。
- (会議録は別記録とする)
- 教育長           予定された議事は以上である。これをもって3月の定例教育委員会を終了する。

閉 会 (午後5時)